平成２１年（フ）第１３２４号
福岡市博多区博多駅南４丁目17番30号
破産者　有限会社ケイチームプランニング
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１１号
福岡県太宰府市長浦台１丁目３番１号
破産者　有限会社ブロック
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５７号
佐賀県佐賀市神野東２丁目１番３号
破産者　有限会社プロジェクトワークス
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０号
栃木県小山市若木町１丁目22番27号　サクラハイツ若木３号
破産者　中村　哲雄
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８５号
栃木県鹿沼市上殿町857番地１　ヴィラ・ブラッサム202
破産者　山川　英夫
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４９号
栃木県宇都宮市双葉１丁目13番41号
破産者　有限会社航和トラベル
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５０号
栃木県宇都宮市緑５丁目10番15号
破産者　佐藤　　勉
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８４号
埼玉県春日部市南４丁目17―18、商業登記簿上の本店所在地埼玉県越谷市大字上間久里字八反田297番地３
破産者　有限会社三明電総
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
埼玉県春日部市大場1141番地１
破産者　有限会社金子設計事務所
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
静岡県磐田市松本170番地の１
破産者　板橋運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
山口県下関市幸町６番３号
破産者　有限会社平成観光
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
香川県さぬき市津田町津田111番地
破産者　有限会社千歳旅館
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成１９年（フ）第３４４号
青森県八戸市大字尻内町字下平添63番地21
破産者　有限会社トヨサキ養鶏
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
秋田市河辺大張野字道の下237番地１
破産者　株式会社秋田ランドプラン
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１号
秋田市河辺大張野字道ノ下237番地１
破産者　農事組合法人大張野観光ファーム
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４４号
横浜市西区平沼１丁目８番５号
破産者　酒井建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２９号
富山県高岡市蓮美町３番31号　グランド・ヒルズ蓮見１―Ａ号、開始決定時の住所富山市水橋町18番地
破産者　吉見薬品こと　吉見達比郎
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４７６号
山梨県笛吹市御坂町井之上2010番地の１
破産者　有限会社アメリカンホーム山梨
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
長野市大字栗田16番地
破産者　有限会社アクセル
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９９号
岐阜県高山市大新町４丁目16番地の33
破産者　株式会社タガワ建設
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第７４３号
愛知県刈谷市野田町西田48番地２
破産者　有限会社巧和
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
島根県出雲市今市町北本町２丁目４番地19
破産者　有限会社リンクプラン
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第２４３号
福岡県飯塚市平塚369番地１
破産者　株式会社ベースプラン
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部